

令和5年度 十津川紀の川直轄管理事業
大迫ダム背水対策及び流木処理工事

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局
南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総則	令和5年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム背水対策及び流木処理工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、十津川紀の川直轄管理事業において管理される大迫ダム湖内の背水対策（堆積土砂搬出）及び流木処理を行うものである。	
2. 工事場所	奈良県吉野郡川上村入之波、東川、伯母谷地内	
3. 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 1) 背水対策工（堆積土砂搬出） 1式 2) 流木処理工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている150日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結日の翌日から令和6年2月28日（工事完了期限日）まで ※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限		
（1）ダム貯水位	ダム貯水位は令和5年11月から令和6年2月末まで、EL=390.0m以下に維持することを想定しており、上記期間のうちに現場作業（堆積土砂搬出、流木処理）を行わなければならない。 なお、気象条件等により、異なる水位となった場合は監督職員と協議するものとする。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を含んでいる。	
3. 施工しない日及び時間帯	施工しない日は原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）とする。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を	

項 目	内 容	備 考																		
第 4 章 現場条件	取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 施工しない時間帯は原則、平日の午後 5 時から午前 8 時までとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日及び時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																			
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、共通仕様書第 1 編第 3 章第 3 節 3-3-1 に示す礫質土を想定している。																			
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 大滝管内維持作業（施工時期：令和 5 年 6 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日（堆積土砂運搬予定時期：令和 5 年 11 月頃））																			
3. 第三者に対する措置	1) 機械器具の輸送及び土砂、流木の搬出のため公道を使用する場合は、一般の通行に留意し通行に支障を与えないものとする。また、林業等の作業車、地域住民や釣り等の一般車両が通行する場合、一般車両を優先するよう配慮すること。 2) ダンプトラック等工事用車両の通行により、公道を汚さないように注意すること。汚した場合は受注者において速やかに清掃をしなければならない。																			
(1) 一般交通の確保																				
(2) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。																			
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交替要員の有無</th><th>配置時期</th></tr><tr><td>国道 169 号線と県道大台大迫線の合流部地点（川上村伯母谷）</td><td>1 名/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>堆積土砂運搬時 流木運搬時</td></tr><tr><td>県道国栖大滝線における吉野川河川内進入路との合流地点（川上村東川）</td><td>1 名/日</td><td>1 名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>堆積土砂運搬時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無	配置時期	国道 169 号線と県道大台大迫線の合流部地点（川上村伯母谷）	1 名/日	1 名	昼間	無	堆積土砂運搬時 流木運搬時	県道国栖大滝線における吉野川河川内進入路との合流地点（川上村東川）	1 名/日	1 名	昼間	無	堆積土砂運搬時	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無	配置時期															
国道 169 号線と県道大台大迫線の合流部地点（川上村伯母谷）	1 名/日	1 名	昼間	無	堆積土砂運搬時 流木運搬時															
県道国栖大滝線における吉野川河川内進入路との合流地点（川上村東川）	1 名/日	1 名	昼間	無	堆積土砂運搬時															
(3) 交通対策	工事場所までは国道 169 号線より県道大台大迫線（大迫ダム湖左岸道路）を通ることを想定している。県道大台大迫線に架かる橋梁の重量制限は 14t である。																			
(4) 工事用道路	流木処理地点のダム湖内進入路は、既設の進入路を使用するものとする。なお、地耐力不足等により進入が困難な場合は監督職員と協議するものとする。																			
(5) 汚濁処理対策	工事施工による汚濁水を直接河川等に流下させないように十分注意して施工しなければならない。																			
(6) その他	工事においては、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、道路構造物及び第三者に損害を与えた場合には受注者の責任で処理するものとする。 道路使用については、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																			
第 5 章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																			

項 目	内 容	備 考															
第6章 施工 1. 一般事項 （1）共通事項	工事施工に先立ち工事区域を確認し、施工に伴う被害等が起きないように施工計画書を樹立しなければならない。また貯水池内進入路には門扉があり、1日の作業終了後、必ず施錠すること。																
（2）検測又は確認 （施工段階確認）	1）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 2）下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>背水対策工</td><td>掘削土量</td><td>着手前、掘削完了後</td><td></td><td></td></tr><tr><td>流木処理工</td><td>処分量</td><td>集積時及びDT積込時</td><td></td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	背水対策工	掘削土量	着手前、掘削完了後			流木処理工	処分量	集積時及びDT積込時			
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考													
背水対策工	掘削土量	着手前、掘削完了後															
流木処理工	処分量	集積時及びDT積込時															
2. 背水対策工（堆積土砂搬出）	共通仕様書第1編 1-1-26により背水対策工の出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。出来形数量の結果を監督職員に提出しなければならない。 土捨て場については全体位置図に示すとおりであり、詳細は別途監督職員と協議するものとする。また、土捨て場では整地を行うことを想定している。																
3. 流木処理工	流木処理位置は詳細平面図で示すとおりであり、詳細は別途監督職員と協議するものとする。 ダム湖内進入路の維持管理は受注者の責任において行わなければならない。 本工事は、ダム湖内での作業であるため場所によっては地盤が緩んだ箇所も存在することから、作業に当たっては十分注意すること。																
4. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事で処理する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、受注者の都合により処理場を変更する場合においても監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>流木（幹・根）</td><td>川上村 森林組合</td><td>奈良県吉野郡 川上村西河坂呑 18-2</td><td>8:30～17:00</td><td>再資源化 施設業者</td></tr></table>	項目	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	流木（幹・根）	川上村 森林組合	奈良県吉野郡 川上村西河坂呑 18-2	8:30～17:00	再資源化 施設業者						
項目	処理施設名	住所	受入時間	事業区分													
流木（幹・根）	川上村 森林組合	奈良県吉野郡 川上村西河坂呑 18-2	8:30～17:00	再資源化 施設業者													
第7章 施工管理 1. 主任技術者の資格	主任技術者は建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（土木工事業）の何れかに該当する者でなければならない。																
2. 施工管理	共通仕様書第1編 1-1-30により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。																
第8章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。																
第9章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1）想定する土質に相違があった場合																

項 目	内 容	備 考
第10章 その他 1. 電子納品 2. 週休2日による施工	2) 予想しない湧水及び地下水の噴出があった場合 3) 建設資材廃棄物等の数量に変更があった場合 4) その他本仕様書に定めのないもの 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R等）正副2部 ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。	

項 目	内 容			備 考
第 11 章 定めなき事項	① 補正係数			
		4 週 8 休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 現場閉所率 25% (7日/28日)以上 28.5%未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 現場閉所率 21.4% (6日/28日)以上 25%未満
	労務費	1.05	1.03	1.01
	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05
	②補正方法			
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。			
	また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。			
	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。			

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。